

第四十三回国会
衆議院
地方行政委員會議録
第二十五号

昭和三十八年五月二十一日(火曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 永田 亮一君

理事小澤 太郎君 理事大上 司君

理事額額 彌三君 理事丹羽喬四郎君

理事太田 一夫君 理事阪上安太郎君

宇野 宗佑君 大沢 雄一君

金子 岩三君 久保田円次君

田川 誠一君 前田 義雄君

山崎 巖君 川村 義雄君

門司 亮君

出席國務大臣

自治大臣 篠田 弘作君

出席政府委員

大蔵政務次官 原田 憲君

運輸事務官 佐藤 光夫君

(鉄道監督局長) 菅野 誠亮君

自治事務官 奥野 誠亮君

(財政局長)

委員外の出席者

大蔵事務官 松川 道哉君

(主計官)

大蔵事務官 木野 晴夫君

(理財局地方官)

厚生事務官 渥美 節夫君

(医務局総務課長)

運輸事務官 坪井 爲次君

(自動車局業務部長)

建設事務官 鶴海良一郎君

(都市局参事官)

自治事務官 吉瀬 宏君

(財政局公営企業課長)

専門員 越村安太郎君

五月十七日

地方行政連絡會議法案(内閣提出第一六四号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

地方行政連絡會議法案(内閣提出第一六四号)

地方公営企業法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四五号)

○永田委員長 これより會議を開きます。

去る十七日付託になりました地方行政連絡會議法案を議題とし、審査を進めます。

地方行政連絡會議法案

(目的)

第一条 地方行政連絡會議は、地方公共団体が、国の地方行政機関と連絡協調を保ちつつ、その相互間の連絡協同を図ることに、地方における広域にわたる行政の総合的な実施及び円滑な処理を促進し、もつて地方自治の広域的運営の確保に資することを目的とする。

(組織)

第二条 地方行政連絡會議(以下「連絡會議」という。)は、別表で定めるところにより、都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九

第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)をもつて組織する。

(任務)

第三条 連絡會議は、第一条の目的を達成するため、地方における広域にわたる行政の計画及び実施について必要な連絡及び協議を行なう。

(會議)

第四条 前条の連絡及び協議を行なうための會議(以下「會議」という。)は、連絡會議を組織する都道府県及び指定都市の長のほか、第一号から第十一号までに規定する国の地方行政機関で当該連絡會議を組織する都道府県の区域の全部又は一部を管轄区域とするものの長及び第十二号に掲げる者をもつて構成する。

一 管区行政監督局

二 管区警察本局(警視庁及び北海道警察本局を含む。)

三 財務局

四 地方農政局

五 管林局

六 通商産業局

七 陸運局

八 海運局

九 港湾建設局(伊勢湾港湾建設部を含む。)

十 地方建設局(北海道開発局を含む。)

十一 その他政令で定める国の地方行政機関

十二 関係のある公共企業体その他これに類する団体(以下「公共企業体等」という。)の機関の長又は関係のある地方公共団体の機関の連合組織の代表者で連絡會議において委嘱するもの

會議に、議長及び副議長を置く。議長は、會議において定める都道府県知事をもつて充て、副議長は、議長が會議にはかつて指名する者をもつて充てるものとする。

議長は、會議を主宰し、連絡會議を代表する。

副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協議の結果の尊重)

第五条 會議において協議がとつた事項については、會議の構成員は、その協議の結果を尊重してそれぞれその担任する事務を処理するように努めるものとする。

(資料の提出等の要求等)

第六条 連絡會議は、必要があるときは、會議における協議事項に係るある国の行政機関、公共企業体等又は地方公共団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

連絡會議は、會議における協議事項に係るある国の行政機関、公共企業体等又は地方公共団体に

別表

対し、その求めに応じて、會議において協議した事項に関する資料を提供しなければならない。

(意見の申出等)

第七条 連絡會議は、必要があるときは、會議における協議事項に係るある大臣又は公共企業体等の長に対し意見を申し出ることができる。

會議における協議事項に係るある大臣は、必要があるときは、当該関係のある所管事務について連絡會議の意見をきくことができる。

(経費の負担)

第八条 連絡會議の運営に要する経費は、連絡會議を組織する都道府県及び指定都市の負担とする。

(報告)

第九条 連絡會議は、會議を開催したつど、會議の結果を自治大臣及び會議における協議事項に係るある大臣に報告するものとする。

(雑則)

第十条 この法律に定めるもののほか、連絡會議の職務その他連絡會議の運営に關し必要な事項は、連絡會議が定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

別表

名 称

組

北海道地方行政連絡會議

北海道

組

組

組

組

組

組

組

組

組

組

組

組

組

組

組

組

組

組

組

組

組

組

東北地方行政連絡会議

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県

関東地方行政連絡会議

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県並びに横浜市

東海地方行政連絡会議

岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県並びに名古屋市

北陸地方行政連絡会議

富山県、石川県及び福井県

近畿地方行政連絡会議

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県並びに京都市、大阪市及び神戸市

中国地方行政連絡会議

鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県

四国地方行政連絡会議

徳島県、香川県、愛媛県及び高知県

九州地方行政連絡会議

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県並びに北九州市

備考 都道府県は、特に必要があると認めるときは、関係地方行政連絡会議の同意を得て、同時に他の地方行政連絡会議に加入することができるものとする。

理由

地方公共団体が国の地方行政機関と連絡協同を保ちつつ、その相互間の連絡協同を図ることにより、地方における広域にわたる行政の総合的な実施及び円滑な処理を促進し、もつて地方自治の広域的運営の確保に資するため、全国九ブロックに地方行政連絡会議を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○永田委員長 政府当局より提案理由の説明を聴取いたします。篠田自治大臣。

○篠田自治大臣 ただいま議題となり

ました地方行政連絡会議法案につきまして、その提案理由と要旨を御説明申し上げます。

今日、社会経済の進展に伴う地域社会の広域化に相応し、地方行政の分野におきましても、都道府県の区域を越えて広域的に処理すべき問題が次第に増加し、その内容も複雑多様になってくることに、各種の行政が相互に密接に相関連してまいっているものであります。このような地方行政の動向に對処して、それぞれの地方において、広域にわたる行政が総合的にかつ、円滑に実施されるように、地方公共団体が国の地方行政機関との連絡協同を保ちながらその相互の連絡協同をはかることを考えることが緊要と存せられるの

でありまして、昨年十月、地方制度調査会におきまして、このような観点から都道府県をこえる広域行政について、この種の連絡協議のための組織を設けるべき旨の答申がなされたのであります。

このため、全国各ブロックに地方行政連絡会議を組織し、都道府県及びいわゆる指定都市の長に地方の広域行政に關係のある国の出先機関の長を加えまして、地方公共団体相互間や地方公共団体と国の關係出先機関等との間の連絡協同を組織的に行なわせ、地方における広域行政の総合的な実施と円滑な処理を促進し、もつて地方自治の広域的運営の確保に資せしめることとしたのであります。

次に、この法案の内容につきまして、その概略を御説明申し上げます。第一に全国の都道府県を九つの地域に分け、それぞれの地域ごとに都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九の規定に基づく指定都市をもつて連絡会議を組織することとし、地方における広域にわたる行政の計画及び実施について必要な連絡と協議を行なうものとしたのであります。この連絡及び協議を行なうための会議は、都道府県の知事及び指定都市の市長のほか、關係のある管区行政監察局長、管区警察局長、財務局長、地方農政局長、宮林局長、通商産業局長、陸運局長、海運局長、港務局長、建設局長、地方建設局長等をおおむね都道府県の区域を管轄区域とする国の地方行政機関の長、その他地方における広域行政に密接な關係を持つている機関の長で構成するものとしております。

第二に、会議の構成員は、協議の整った事項については、これを尊重してそ

れぞれの担任事務を処理するようにつとめるものとしたのであります。連絡協議の成果を、地方公共団体の行政に反映させるようにいたしてあります。

次に、連絡会議と關係行政機関等との關係につきまして、連絡会議は、關係行政機関等に対して必要な協力を求めることができるものとするとともに、これらの機関からの求めに応じて關係資料を提出しなければならぬものとし、また、連絡会議は、必要に応じて、關係大臣、公共企業体等の長に對して意見を申し出ることができるものとするとともに、關係大臣は、所管事務について連絡会議の意見を聞くことができることとしたのであります。

最後に、連絡会議の経費の負担、會議の結果の報告、その他連絡會議の運営等に関して必要な規定を設けた次第であります。

以上が地方行政連絡會議法案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○永田委員長 以上で説明は終わりました。

なお、本案についての質疑は後日に譲ることといたします。

治省の方から先に聞いておきたいと思ひますが、この際、公営企業に對します資金構成をひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。現在まで一三三六年度までしかわからぬと思ひますが、三六年度まででよろしい。資金構成の内訳は、従来のような内訳でなく、その資金構成の中に占めるもので一番大きな問題と考えられる公債に對して、どういふ公債をどの事業に使つておるかというところが詳細にわかるなら、ひとつできるだけ詳細にこの際明らかにしていただきたいと思います。

○奥野政府委員 三十八年度の公営企業について考えております資金区分で申し上げますと、公営企業債千二百六十一億円のうち、政府資金が六百六十四億であります。内訳は、資金運用部が三百九十五億、簡保、郵便年金の資金が二百三十億、厚生年金の資金が三十九億、それから公営企業金融公庫の資金二百三十四億、大府県等が市場で発行いたします債券による額が二百十九億、繰越資金によります額が百四十四億であります。

なお、準公営企業について申し上げますと、總額が七百五十九億、そのうち政府資金が二百六十五億円でありますが、運用部が百十六億、簡保、郵便年金の資金が百十九億、厚生年金の資金が二十一億、国民年金の資金が九億、それから公営企業金融公庫の資金が九十六億、外債によります分が百六十二億、大府県等が市場で発行いたします分が四十一億、繰越によります資金が百九十五億、こゝろにことになっております。

○門司委員 その数字は聞かなくても最初からわかつておる。私の聞きたい

同じように議論はできない。だから厚生省にお願いするのは、厚生省所管の事業に対する起債の借り入れ額と資金源、同時にこれに対する利息を明らかにするか。

にしてもらいたい。建設省は、建設省所管におけるものを明らかにしてもらいたい。どちらの省からでもいいから、はっきりしてもらいたい。

○奥野政府委員　ちよつと私から先にお答えをさせていただきたいと思ひます。いまお話しになりました数字と私が述べました数字とは、同じ数字でこ

ざいます。ただ私は説明の便宜上、六分三厘以下という数を六分五厘以下のものにまとめて申し上げました。なおまた九分以上のものを八分以上のもの

にまとめて申し上げました。九分以上的ものだけを取り出して申し上げますと一億三千六百万という数字になっておるわけでございます。おそらく今日

の情勢から考えてまいりますと、この程度のもはあるいは惜りかえが終わっておるかもしれないと思うわけでございます。自治省といたしまして、先ほども申し上げましたようにこ

公営企業金融公庫の資金等の借りかえ、この努力もいたしたわけでございまして、今後もさらに高利のものにつまましては積極的に借りかえへのあつ

せんを續けていきたい、こう考えておるわけでございます。

○鶴海説明員 建設省關係を申し上げます。三十六年度の決算は持つてきて

おりませんので申し上げかねますが、三十八年度の起債の資金構成について申し上げますと、建設省が所管いたしておられます下水道の起債は、総額として

まして二百二十億ついております。こ

れには厚生省が所管いたしております終末処理場に対する起債が含まれております。したがって厚生省の関係の下水道、建設省の関係の下水道を合わせますと二百二十億の起債が予定されておりますが、そのうち政府資金は百七十二億、運用部から百十六億、簡保から三十五億、厚生年金から二十一億、こゝろ数字となっております。この百七十二億は金利の安いほうでございまして、残りの四十八億、これは公募債でございまして、金利がそれより高くなっております。公募債のうち市場公募が二十九億、公庫からの起債が十九億ということになっております。したがって公募債の約二割が金利の高いものである、こういう状況でござい

ます。

○門司委員 厚生省に聞く前に、これは利率はどうなっておりますか。公募債は八分五厘だという常識はありますよ。これは銀行協会の話し合いがそ

うなっております。公募債の利率は、大体八分五厘程度で勘定すればよろしいと思ふのでございますが、大体いまの利率はどうなっておりますか。

○鶴澤説明員 政府資金につきま

しては六分五厘でございまして、市場公募債は、一応八分五厘を予定いたして

いたしまして九十八億という額が予算化されておるわけでございまして、利率は病院事業につきましてはすべて六分五厘ということになっております。

○門司委員 私の聞いておるの、いままでの資金全部の構成を聞きたいの

です。そうしないといふと議論ができません。だから自治省のほうももう少し

はつきりしてくれませんか、どの事業においてどの公債をどれだけ借りてど

うの議論をされないのです。これはおいでになれば大蔵省の次官が大臣にお聞きしたいのだが、御存じのように日銀の公定歩合が下がって

おります。いま一銭六厘です。これは年利にして五・七幾らになりますか、大体そういう数字になりはしないかと

思ふのですが、そうしますと、私は國の銀行とは申し上げませんが、日本銀行が公定歩合をだんだん下げてきてお

ります。これは貸し出し利率の基準になるものには間違いはないですね。これがごときの秋ごろになるとまた

一厘下げてというよりな話が出てい

る。そうすると日本銀行からくる利息は五分四厘くらいになるわけで、年利にしますと五分五厘にはならない。こ

こまで下がってくるという形をとつておる時代に、政府資金の公営企業に

対する利息に手をつけたいということはおかしいと思ふのです。政府にいわ

せれば、預金利率の五分が依然として下

がらぬからというよりな話があるか

もしれない。しかし預金利率が下がらないからといって、いまでも預金利

子は下がっていないのですから、おそ

らく九月か十月にもう一厘下げられて、年利五分五厘か五分四厘になると、預

金利率に手をつけざるを得ないだろうという推測を持っております。しかし

いずれにしても、現状の六分にならな

い公定歩合を出しておる時期から考

えると、私は政府の貸し出し資金に

しても、公営企業金融公庫から出る金利に

しても、手をつけてしかるべきだと考

える。もう少し安くすることがほん

とらだと考えている。その点に対する大蔵省の見解をはつきり聞いておきたい

題かと思ひますので、御了承願ひたいと思ひます。

○門司委員 そういふことです。私は政治的の答弁を要求するから大臣か次官に求めてもらいたいといふことで、何もここで数字をはつきりきめようといふことじやありません。

それから外国の例でございますが、外国の例は、私のところにも十カ国ぐらゐのものを調査したものがございまして、が、しかし、今のお話の数字をそのまま私は持つてくるわけにはいかぬかと思ひます。起債といふものについては、実は非常に大きな政治的の含みがありまして、外国の例など見ますと、特にその含みが大きいのであります。それはどういふことかと申すと、その事業自体が非常に重要度が高い、この際はぜひ下水なら下水を完全に普及しなければならぬという時期においては、非常に安い利息でやつております。はなはだしいのは、水道あるいは病院といふようなものでは、二分五厘くらいのものでございまして、しかし、それは事業の内容が充実していくにつれて、順次そういう国家の補助といふものは下げていって、そして利息はいまの六分幾らといふのが多少見えるやうです。しかし、概して、私の調べた範囲のものは非常に安いのであつて、これは現行のものとは多少違ふし、またそういう意味を以ては多少持つておりますので、アメリカの各州一般におけるものにしまして、アラバマの道路などといふものは一・八分の五厘といふ数字で、しかもこれは一九五二年にできておる、この時代には全体の利息も非常に安かつたのであります。それから病院にいたしまして

も、二・二七五厘といふ数字で、これは一九五八年で、償還年限が十年といふふうに書かれておりますが、事業の性質その他においてかなり勘案されて、起債がつけられておる。日本の場合には、こういうことがあつても考えられておらない。日本はいま下水が大へんだといつて大騒ぎをやつておる。にもかかわらず、普通の公営企業と同じような措置をとつておる。ここに政治的な配慮が欠けておるのじやないか。国が必要だ、やらなければならぬといふなら、造船産業に対して利息を補給してゐるのですから、こういうものに利息を補給してもあつても差支つかない。こういう政治的な配慮が欠けてゐるのじやないか。一体大蔵省は何を考へておるのか。地方の仕事をやる仕事も、日本の国の外の仕事をやる仕事のじやありません。しかもそれは国の方針に従つてやつておる。建設省は建設省の方針に従つてやつておる。厚生省は厚生省の方針に従つてやつておる。しかし、その厚生省も建設省も、仕事さえなくさんやればあつては地方にまかせて、地方が借金で苦しもうと苦しませといふ、そつちのかつてだ、きわめて不親切である。ほんとうに国の事業であり、国がやらなければならぬと考へておるなら、もう少し国が地方債に対して——国から金を全部くれないといふ、当然地方の責任であるものは地方の責任によつてやるべきだと思ふ。しかし、資金の配慮ぐらゐ、起債の配慮ぐらゐは、この際当然なざるべきだと思ふ。ところが、そういうものがあつても配慮されてはいないところに日本の今日の公営企業の行き詰

まりと申しますか、思ふやうに事業が伸展しない大きな問題があるのではないかと申すに、どうしても考えられる。資金をつけた、つけたといつても、ほとんど借金でしよ。借金の資金をつけただけで、金の資金などありはしない。しかも利息は別だ、きまつただけお取りになるというのだから、私は悪い高利貸しだと思ふ。金だけ貸して、そでだけ恩を着せて、利息だけ日本の方の公営事業に對するもの、考え方といふものについて、ほんとにもう少し考へてもらいたいと思ふ。私のところでも約十カ国ばかりのものをずっと調査したのを見ても、これはサンフランシスコの例でありまして、ここで借りておるものは三厘といふことで、これは一九六〇年である。そんなに古い起債ではございせん。しかしそれなら一体アメリカの利息はどのくらい利息を全体としてつけておるかといふ、御承知のようにアメリカの公定歩合は一九六〇年の八月から、大蔵省も御存じでありまして、三厘になつておる。預金利子がアメリカの場合には三・五厘になつておる。こういうところ、サンフランシスコの三厘といふのは公定歩合と同じである。あるいはさつき申しましたアラバマ州の病院の二・二七五厘といふのは、この公定歩合より安いといふのである。こういう形が実際にいつておる。これを各州別に比較したてみますと、かなり大きな違いがありはしないかと私は思ふ。カナダにおいてもあるいはイギリスにおいても、ドイツにおきましても、各国の持つております公定歩

合と貸し出しの利息といふものを比較したてみますと、英国は御承知のやうに公定歩合は四分です。イタリアは三・五厘です。さらに西ドイツとアメリカは今申しましたやうに三厘である。定期預金の利息は日本は五厘、アメリカは三・五厘であり、イタリーは三厘である。ドイツは二・七五、英国は二・五厘、フランスはもう少し安くて二・三七五厘、これがほんとうに現在実施されておる世界の公定歩合であり、預金の利息だと考へる。これと、外国の例とずっと比較したてまいりますと、イギリスにおける公債の三・五厘といふ利息の数字が出ておる。しかもこれは償還期限が六十年で、一九一四年に規定したてておりますから、かなり古い起債ではあります。ドイツもベルリンにおける問題にしても、そうむやみに利息は高くない。ただベルリンで問題になるのは地下鉄に対する六・五厘といふもの、しかも償還年限は三十年になつておる。こういうところ、多少の問題は個々の事業別には勘案はされておると思ふ。しかし日本の今申し上げました、私よりも大蔵省の方がよく知つておられるであらうと考へられる公定歩合と預金利子との関係と、日本の公債の利息の關係といふものは、諸外国とは非常に大きな開きがある。ここに今日の日本の公営企業のむづかしさといふものが出てきはしないか。これをもう少し勘案してもらへるなら、今のやうに公営企業に、ことに多少時代的な問題でもございまして交通関係のところ、大きな赤字が出るやうなことはないのではないかとどうしても考へる。赤字の累積といふのは、こういう公債の利息の累積といふものが災いして

おるのではないかと申すことは私は言えると思ふ。この辺、大蔵省の諸君も、今の事務官ではおそろく御答弁は困難かと思ひます。したがつてこれはひとつ委員長にお願いするのですが、次官かだれかに早く出てきていただいて、そしてこの点の見通しをこの委員会できめておく必要がある。そうしないと将来いつまでたつても地方の仕事は、仕事をすればするほど借金がふえていく、すればするほど財政が困難になつてくる。公営企業は独立採算制などといつてもやういふことなく、一般の財源から繰り入れるということが当然出てくる。だから委員長にお願い申し上げますが、ひとつ早くだれか、大臣か次官に出てきてもらいたい。

○永田委員長 ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○永田委員長 速記を始めて。

○門司委員 大蔵省の次官に、私はこの機会に冒頭に申し上げておきたいのは、きょうはひとつほんとに腹をきめて御返事願ひたいと思つております。そのことは、御承知のやうに地方の自治体の事業をやつておりますほとんど全部といつていいほどが、起債といひますか、公債にまたれております。地方の自治体の資金構成といふのは、自主的に持つております税金その他、それから政府からくる補助金、交付金、そのほかのものが全部起債にこれがゆだねられておりますので、したがつて、本年度の予算を見てまいりましたら、総計の中で三千百五十億といふのが、全部これは借金で地方の自治体がまかなつております。その中で非常に高い利息のものがいままでずつ

と残っておりまして、いまま大蔵省の事務当局にお話を一応申し上げたのでありますが、御承知のように日本の金融の元締めであります日銀から出てまいります公定歩合はずっと下がりがつてありまして、昨年の十月までは日歩二銭であつたものが今日一銭六厘まで下がっております。したがって、昨年の十月までは年利にして七分五厘ということがいえたのでありますが、今日ではすでに五分八厘四毛という数字に変わつてきております。同時にまた現在の状態では、本年中にも一厘くらい下げなければならぬのではないかと、議論が出てきております。もう一厘下げますと、年利にして五分四厘五毛という数字になつてまいります。こういう形で出てまいっております。これは諸外国と比較しますと、ずつと安いのであります。御承知のようにイギリスが約四厘、西独が四厘、アメリカが三厘であつて、そのほかの国もイタリヤが三厘五厘というふうに、世界の公定歩合は金利としてはかなり安くなつております。日本の金利もそういう形でずつと下がろうとしたしております。ときに、依然として——日本の政府の考えでその仕事を自治体が執行していくという形、むしろ自治体自体の仕事ではございまして、しかし資金、その他の関係で、自治体自身が考えてもなかなかうまくいかない。そこで政府は、これは下水の問題を取り上げよう、あるいは道路をどうしようかという、国の一つの方針に従つて予算がとられる。地方に対してはそれ相当の起債がずつとつけられていく。しかし日本の利息は依然として六分五厘から、高いのは九分以上というのが実は少しござ

います。きわめて高金利で今日まで行なわれてきておる。今日の地方の公営事業がうまくいかないという大きな原因の中には、こういう問題がありはしないか。造船に対する利子補給をや、あるいは農業その他に對して、いろいろな利子が勘案されてやつておる事例がたゞさんあるのである。国の方針に従つて仕事をしたいとする地方自治体に対してのみ、依然として高金利がそのまゝ据え置かれておる。地方自治体が国の仕事を忠実に遂行していく、地方住民の要求をいれて誠実に地方の自治体の発展といひますが、住民の福祉のために仕事をしたい、こうすれば、現在の資金の構成の分野からいって、どうしても公債がふえてくるというこれはだれでも考えられる。そういう場合には、高金利ではとてもやっつけられない。これに対する大蔵省の見解をこの際ぜひ明らかにしておいていただきたい。これが一体下げられるものであるか、下げられないものであるか。私は下げなければならぬ実態にきていられないかと思ふ。また一銭五厘に下げても五・四五厘というところになりますから、預金利子は五分でありますから、預金利子は五分でありますが、まだ下げられる余地はあるのじやないか。今度一厘下げたら、どうしても預金利子に手をつけなければいかぬだろうという考え方も政府の一部にはありますが、もし預金利子に手をつけてこれを下げるといふことになれば、なおさら私はそういう問題が出てきはしないかということが考えられますので、大蔵省として、これらの事業債について、こういう金利を一体どういふふうにお考えになつておるかとい

うことを、この際明らかにしておいていただきたい。このことを次官から御答弁願ひたいと思ひます。

○原田政府委員 いまの門司さんの御質問の趣旨を結論的に申し上げますと、私は利子を下げる方向へ向けていかなければならぬだろうと思つております。日本では公営企業に限らず、あらゆる事業において金利の問題が非常に問題点になつております。政府においてもこれらの問題については留意を、国際経済のもとで、大きな問題として国際金利へのさや寄せといふことを考へておるわけでありまして。もちろん金利の、公定歩合の問題については、権限は日本銀行にあるのでございまして、政府からどうしろといふことはできませんけれども、そういう方向へ向いておることは事実でございす。これはよい傾向だと考へております。そういうことと関連して、地方自治体が行つておる公共企業の、大きな投資をされておるものの金利についても、当然考へなくならぬ問題点があることは言をまたないと思ひます。

ただ、一般の企業と公営企業に対するところの問題は、御案内のように、国から貸しておる金というものは非常に長期に貸しております。一般の企業は、金融機関で借入れた金といふものは、これと比較して短期間に運営されておるわけでありまして、金利の問題についても、一方において公定歩合の引き下げがあつたから、すぐに国の関係しておるような事業に對しても金利を下げるということにはまいらないかとも思ひます。またもう一つ、やはり公営企業という、企業という名を付してある限りは、やはりそこに親方日

の丸といひますか、国のほうだからだ金を使うというやうなことではなしに、やはり企業の運営といふことで赤字を出さないといふことも考へて運営していかなければならぬ問題点もあるのじやないかといふふうにも考えられるわけでありまして。最初に申し上げましたように、私は金利の問題として、当然こういうものも金利の引き下げをする方向へ向いていかなければ、国全般の繁榮といふものはないと判断をいたしております。

○門司委員 いまの次官のお考えですが、私は一つ考へ直してもらいたいといふことは、公営企業と民間企業との比較であります。公営企業は、こういう形で資本構成がほとんど全部といつていいほど借金で埋められておる。三十六年度の決算の終末の地方債の現在高は七千三百七十六億五千三百円といふ数字が発表されております。これは二、三年すればは一兆になると思ふのです。こういう大きな負債に對して金利が高いといふことは、私企業の場合でありますならば、これが固定した一つの資本でありますから、資本に對する利潤をたとへば五分払えば五分の配当がつくといふことになる。ところが公営企業の場合は、六分五厘いやはおろでも利息として払わなければならぬ。いま大蔵省の数字を私はちょっと聞いてみましたけれども、高いのは七分九厘であり、あるいはいろいろいわれておりますけれども、これは公債を発行するときの利回りその他から関係するならばそういう数字が出てくるかもしれない。しかし額面は必ずしもそういうことではないと思ふ。こういう形から、公営企業の方が実は苦しい

と思ひます。いやがおうでも政府に利息を払わぬわけにいかぬのです。しかも事業というものが、短期にあるいは前金仕事をして、そこから利潤を上げるわけではありませんが、多くのものを投資して、水道にいたしましても、人間がふえてこなければ水道料金というのは結局高く上がらないのであつて、どうしても先へ先へと施設をしなければならぬ。したがつて、利潤とは全然別な関係で投資をたくさんしていかなければならぬ。ちようどいまの政府のやつている財政投融資が行き過ぎて、建設資金に金を出し過ぎて弱つておるのと同じやうな形で、公営企業をいやはおろでもやらなければならぬ。百万都市であるならば、いま五十万であつても百万に相当するやうな施設を進めていかなければならぬ。投資の關係だけからいへば非常に大きな投資をして、それから上がつてくる利潤というもの、その時期時期に応じて上がつてくるのであつて、事業の経営といふのは、私企業とは違つた形を示さなければならぬ。だから、私企業の方は短期だとおつしやるけれども、これは短期でよろしい。何も私企業では、五年も十年も赤字の出るやうな仕事をする人は、三十年先に黒字になればよろしいといつて仕事をされておる方は、私はおそろしくなかつたと思ふ。公営企業の方はそこは私企業と違ひ、こういう面をひとつ大蔵省は考へてもらいたい。そうしてさつき申し上げましたやうに、農業あるいは造船産業などに対しては、かなり安い利息で国から貸し出されておる、いわゆる利子補給という形がとられておるといひますならば、これは営利の仕事である、まあ国

う少し金を借りたと言っているというようなお話があったのでありますが、地方の自治体は、住民の要望に沿うことのために当然やらなければならぬ仕事がたくさんある。やろうとすれば借金を背負つてくる。ほんとうにあなた方は日本の地方自治体の福祉行政を進めていきたい、今日のような下水でなく、もう少しやりたい、地方の自治体もそう考えている、やりたいから金を貸すというなら、利息を下げてもらいたい。地方の人が借りよくしてもらいたい。私どもが心配するのは、このままの推移で行つておきますと、いま申し上げましたように、すでに七千三百億の借金を地方は背負つてゐる。二、三年たてば一兆になる。したがつて地方の自治体は税金からとつてきても、税金の大部分は政府の借金に充てなければならぬ。そんなことで地方の自治体がよくなりますか。政府の考えているように、道路をよくする、下水をよくしよ、水道を完備させよう、そして日本の福祉行政を完全にやつていこうとするならば、政府はもう少し地方の自治体の実態と公益性というものを知つてもらいたい。そうしなければ地方の自治体というのは、将来の見通しとしては困難が出てきて、地方の税金だけがだんだん上がつていって、地方の自主性はだんだん失われてきて、一切が政府にたよらなければならなくなつてくる。私はこういうことを考えて、ちょうど二十八年の例の地方財政再建整備法をこしらえたときのような推移がまた出てきはないか。赤字がだんだんふえてくる。しかもその赤字は、従来の赤字は決算面の赤字であつたが、今度の赤字は公

管企業の公債の問題から、赤字と同じような姿であらわれてくるということが心配されるから私は聞いている。したがって、この際もう一言だけ御答弁を願いたいと思ひますことは、いまのお話の中にあつたように、地方の自治体も少し金をくれというようなことを言つてゐるから、利息のようなものも考えなくてはよろしいのだ、何かそういう気持ちに受け取れたので、まのうなことを申し上げたのです。が、最初御答弁にありましたように、地方債の金利については大蔵省は考へるということだけを——どうするということとはなかなか言えないだろうと思ひますが、考へるということだけは、これははつきりお約束できますね。この点だけを約束しておいていただきたいと私は思ひます。

○原田政府委員 考へるということとは、いま申し上げたように検討していただくということを申し上げておるのであります。これはやはり日本の——いま資本の蓄積の話が出ましたが、そのうちから、資本をもつと蓄積しなければならぬが総破綻を来たすのであつて、そこに問題点があると思ひます。利子のこと考へずに、自分のちの需要という面だけからやつていくならば、それは財政的に破綻せざるを得なくなるのでありますから、そのところに、一番最初に申し上げたようにやはり問題点があるはしないか。これはやらなければならぬのだからどうしても要るんだ、こう言つても、金がないときはできないのでありますから、そのところに問題点があるはせぬかということが一つ。

業に出しておる貸し出しのなには、非常に長い期間にわたつて長期で出しております。一般の場合は短期でありますから、そこに、これは高いじゃないかというのをいわれておりますが、そのときのバランスはどうなるのかという問題があります。これらのことによく検討を加えていきまして、いまおつちやつておるうちに、やはり金利は安いほうがいいことは言をまたないのでありますから、そういう御趣旨に沿うようにできるだけ進めていくように考へたい、こういうことをいま申し上げておく次第でございます。

○門司委員 どうもふに落ちないので、もう一つだけ聞いておきます。民間のやつは安いということはないのですが、償還が短い。しかし、地方債は長いとおつちやいます。地方債は短いです。財政法を讀んでごらん下さい。耐用年数をこえて償還年限をきめてはならないという規則が法律にちゃんと書いてある。耐用年数をこえてはならないというところは、耐用年数一ぱいより長いということですか。私は次官にはつきりしてもらいたいと思ひます。たとえば木造の学校がある。学校を建てる最大限の償還期限というのは二十五年か二十七年です。非常に長いように見えます。しかし、国が老朽校舎として建てかえを認めるのは四十年です。国は四十年の耐用年数を認めて二十五年で返せというのです。法律には耐用年数をこえて償還期限をきめてはならないと書いてある。裏から言へば、四十年でいい。鉄筋コンクリートは七十年から八十年はだれでもわかつておる。しかも日本の最高は、三十五年から三十七年です。いまの大蔵

省の意見のようになら、耐用年数に合せて改正してもらいたいと思ひます。これは公営企業の特質です。営利事業じゃございません。営利事業なら、もうかつていけば、それで返していけばいいのですから、これは企業の健全性にもなりませんし、けつこうです。しかし地方の自治体はそうはいかぬのです。税金で建てかえなければならぬ。返すのは二十五年で返せ、建てかえのときには四十年たたなければおれのはうは認めないということになる。その間にも事実上の老朽校舎ができたらしめるか。私どもは耐用年数と償還期限というものを、もう少し考へてもらいたいと思ひます。英国の例を見てごらん下さい。さつきも申しましたが、六十年というのがある。はなはだしいのは八十年とある。償還期限をきめないのがある。しかも繰り上げ償還を許さないといつてゐるのがある。

起償別によつて違ひますから、必ずしも全部とは申しません。地方の自治体のあり方というものは私企業とは違ひるのであります。私企業のほうが償還期限が短くて公営企業のほうが長いから、それでいいという理屈は成り立たないと思ひます。事業自体も、さつきから申し上げておりますように一応の計画の上に行なわれてゐる仕事でありますから、人間がふえて初めて、何年か後に収支が償うようになるのでありますから、仕事を上した翌年から物がたくさん売れて利益が上がるという私企業とは違ひますから、その点を混同されて——さつきから大蔵省の悪口を言つてゐるのですが、どうも大蔵省はそういうことを混同してものを考へて、まづ高利貸しみたいなものを考へ、まづ方々やつてゐるところに私はけしから

ぬところがあると思つてゐるのです。その辺はひとつ大蔵省のお気持ちを改めてもらいたいと思ひます。そして、この際はいくつ時期でありますから、ひとつ金利にせひ手をつけていただいで、公営企業がほんとうに健全にやつていけるようにしていただかぬと、きょうこれから先やかましいことを申し上げませんが、現にわれわれの手元にある——ここにあらうと思ひますが、この資料を見てごらん下さい、市電その他については何十億という赤字を出して、どうにもならなくなつてゐるところが実際に起きている。これを一般財源から繰り入れるということになりますと、地方の財政はやつていけなくなる。そこまできてゐるから私は申し上げてゐるのであつて、この点は特に大蔵省としては注意をしてもらいたいといふかあるいは留意をしてもらいたい。

○原田政府委員 いま御熱意はよくわかつておりますので、私どものほうでもよく留意をして、御趣旨に沿うように今後とも努力を続けていくことといたしたいと思います。

○門司委員 事務当局にひとつ聞いておきたいと思ひますが、大蔵省の意見は一向——大臣がおいでになつても同じような御答弁だと思ひます。これ以上進まないといふことで、この問題を進めていくとするなら、やはり各省がおのの自分たちの受け持つてゐる事業を健全にしていこうといふたて思ひます。だから、厚生省もあるいは建設省も、自分の受け持つてゐる事業というものが、地方財政を無理に圧迫しないような姿でいけるように努力を願へますかどうか、そのことだけを最後に私

ははつきり聞いておきたいと思ひます。それで、これは私の手元にあるといふよりもむしろ自治省からいただいた資料ですけれども、この六六市の交通事業の決算状況というやつを見ていただくとおわかりになりますように、横浜などに赤字が二十三億、約二十四億出ている。一つの公営企業で二十四億の赤字を出したら、これはどうしようにもならぬです。これはどうして何らかの形で一般財源から繰り入れなければならぬということは火を見るよりも明らかになつてくる。それらの原因の一部が、さつき申し上げましたような非常に金利の高い、あるいは償還年限の短い形を示しておりますので、ひとつ各省からもこれに努力をしていくという御答弁だけをこの際私はいたゞいておかない、このまま過ごすわけにはいかないと思ひます。

○奥野政府委員 地方債の金利をできるだけ軽減して、公営企業の負担を軽くしていくということは、ごもつともなことではありますので、自治省としても当然努力していくべきものだと思ひてゐるわけでございます。先ほど話がありましたように、公営企業金融公庫の貸し付け資金は七分四厘から七分三厘へ下げることができたわけでございますけれども、さらに、政府資金が六分五厘でございますので、それを目途に引き下げをはかつていくべきでございます。いましよ、政府資金についても同様の問題があるかと思ひます。御趣旨に沿うように努力してまいりたいと思ひます。

○鶴海説明員 建設省といたしましては、下水道事業の資金コストの引き下げにつきましては、今後とも努力を払つてまいりたいと思ひます。

○運美説明員 病院事業におきまして、ただいま奥野局長からのお話のよりに、十分協議いたしまして努力してまいりたいと考えております。

○門司委員 最後は大蔵省に聞いておきたいのですが、次官が忙しいからということでお断りになったので、ちよつと変な、いやみみたいなことを言つただけで申し訳ないが、利息もさることながら、さつきも言つたように、償還年限が非常に短い。法律のたてまえからいけば、償還年限というのは耐用年数と合つて正しいと思ひ、償還期限としては正しいと思ひ、償還期限といふものは耐用年数をこえてはならない、こゝろ書いてある。だからその点は、大蔵省は償還期限を耐用年数と一致させるということはやれま

すか。

○木野説明員 耐用年数がきめられておりまして、期限内であるということ、それから耐用年数と一致するのが正しいといふことですが、さつきも言つたように、法律の解釈でございまして、一つの事業主体と、そのとき耐用年数をきめておきまして、借金をする場合に耐用年数をこえた長い期間で借金をする、それは困る、いけないというのがある、法律の解釈かと思ひます。もちろん理想論といひますが、耐用年数に合

わせればよいと思ひますが、資金の性質、実は預金部資金でございまして、郵便貯金がおもでありまして、それとの関連もございまして、耐用年数に近づけるというのが理想かと思ひますが、なかなかむずかしい問題がいろいろあるんじゃないか、こゝろいうように考へております。もちろん先生のおつしやうした線でいろいろ研究しろ、耐用

年数その他償還期限、量の問題にいたしまして条件の問題にしまして、いろいろ検討しろという点は十分留意して検討いたしたいと思ひますが、耐用年数につきまじやないかと考へてお

問題はあります。さつき言ひましたように長期の展望に立つて計画をするのが地方自治体の一つの仕事です。から、すぐ払えといつても、一般会計から持つてこなければ、事業から上る収益といふものはきつめて少ないのであつて、困難な問題がたゞさんありはしないかと私は思ひます。だからいまの据え置き期間をもう少し広げる必要が

あるのですが、さういふ点は大蔵省でうなづかぬで。

○木野説明員 据え置き期間は、建設中では据え置くという觀念からきめてお

りまして、二年とか三年とか五年といふふりにいたしておきます。いま先生から据え置き期間も含めて検討しろ、こ

ういふことを承りまして、いろいろ何と申しますか、資金の量、それから利息の問題、それから条件の問題、それには償還期限の問題、据え置き期間の問題、さつき次官からお話があつた

ことを留意して検討いたしたいと思ひ

と思つております。なお門司先生からおつしやいました、いろいろなものがあつて、これが一番いいんじゃないか、こゝろすべきじゃないかといふお話

がございまして、それにはなるほど、さつき申しました高利貸しのようにい

う——それはどうではないかと存じてお

います。さらに十分検討いたしていき

たいと思つております。

○門司委員 これから先いつでも押

し

問答になつて、大蔵省はやられないからときどき文句を言うのですよ。もの

の考へ方が——地方の公営事業というものは国の事業なんですね。地方の自

治体がおのおのの要求に応じてやつて

いる、と同時に、日本の憲法なり法律

ということが今度新しく義務づけられるわけでありますが、それが独立採算という機運を醸成をし、独立採算精神というものを、準公営企業に強く持ち込むことに相なるのではないだろうか、こういう心配が出てきたのです、これはいかがでございますか。

○奥野政府委員 独立採算方式を強く持ち込むというように私たちは考えておりません。ただ企業経営の成績がこれによりか悪いか、これは十分に批判されるだろうと思っております。

その際に、独立採算でいくか、一般会計でもっと負担をするか、一般会計の負担部分が多いとか少ないとかいう議論も誘発するでしょうし、もつと経営成績を一般会計にたよらないで高めるべきだという議論も誘発するでしょうし、両様の場合があるかとこの私どもは考えております。

○太田委員 いまの両様の意見が出て、その議論が論議されておるうちに、その次には、先ほどから準公営企業といえども企業であるから、当然収支相償うべきではないかという意見が出て、それが勝ちを占めて、独立採算制に踏み切る、こういう心配がこの次に出不いまいかというのが非常な心配になるのですが、どうでしょう。

○奥野政府委員 公営企業の種類によりまして、一般会計がどう負担すべきであるかという筋道を、われわれとしても明らかにしていかなければならぬ、かように考えておるわけでござい、先日、病院事業につきまして、病院施設の建設費を地方債でまかなった場合、その元利償還額をそのまま病院の収支でまかなわせないといふことは適當ではない。むしろ減価償却費

相当額を生み出すことでよろしいのではないだろうか、したがって、減価償却費と元金の償還分との差額は、その資金繰りについても一般会計がめんどうを見るべきではなからうかというように、今後もそういうような事態を明確にして指導に遺憾のないようにしていきたい、かように考えておるわけであります。

○太田委員 と、なりますと、私の心配の点は解消されたような気がしますが、一つの例で、はなはだ明確な例ではないかもしれませんが、最近自治省の、例の財政再建の御指導によりまして現われてきたことだと思いますが、伊丹市のバス、明石のバス、鹿兒島のバス関係で、手当を今後削除してもらいたい、手当制度をなくしてもらいたいという申し入れが、労働組合側に出てきたというのですが、こういうことが一つの嚆矢となりまして、今後企業再建という道は、労働条件の圧迫とか削減、低下というものによつて企業再建をされる心配があるのではないかとこの声がありますが、これはどうでしょう。

○奥野政府委員 赤字におちいりました公営企業につきまして財政再建計画を立てる場合に、自治省としては十分に相談にあずかっていきたいと考えております。その際に、自治省側から直ちに職員数の削減でありますとか、あるいは給与の切り下げでありますとか、一方的に職員だけに犠牲のしわ寄せをしていくという考え方は毛頭持つておりません。ただ職員が過剰であるといふ場合には配置転換を考へるべきではないか。その場合に公営

企業の部門だけではないに、一般会計その他の公営企業全体を通じて適当な配置転換を考へ、また職員側もそれに協力するといふような姿が望ましいではないだろうか、こう考えておるわけでございます。簡単にやめてもらふというより、今日の自治体においては簡単に言うより、今日もないうちは簡単にはいられない、こう思っております。ただ全体として適正に配置をしていく、そしてそれぞれの成績を高めていくといふことはやめていかなければならないだろう、こう考えております。

○太田委員 そこでいま休日勤務しても、超勤手当が払われないという例が非常にたくさん出てきておるわけですが、このいわゆる超勤勤務に対して無手当奉仕といふこの制度が普遍化してまいったり、これが常態化しますると、労働者としては労働条件の悪化だといふ点で非常に骨身にこたえると思ふのです。これはすべてノーマルに労働者の関係といふものは、労働条件というものはつくるべきだと思ふのです、その点には異存ないでしょうね。

今度の再建は労働条件の圧迫によつてやるのだ、労働条件に一切の責任を負わせていくということがかりにちよつとでも片りんがありますと、たいへんなことになる、こう思ふのです。企業、企業といふので、民間企業と同じように考えられては、公営企業の従業員としてたまらぬと思ふますが、そういう休日無手当というよりなもの、常態化するような御指導というものは、もちろんないでしょうね。

○奥野政府委員 企業のあり方につきましてはいろいろ問題があるようございまして、いまのところ自治省から一方的に特定の方式を押しつけるという考え方は持つておりません。公共交通につきましては、先日もお話が出ましたように、現在調査会が設けられておる段階にあるわけでございます。団体によりましては、基本給よりもはるかに大きなものを諸手当で占めておるというよりなところもあるようござい

ますが、やはり国家公務員の給与体系によるのか、あるいは民営の交通事業の給与体系を大幅に取り入れるのか、いろいろの問題があるかと思ふのでございまして、これらは調査会で十分審議された場合、われわれとしましてはよろしいという方向がはつきりしてきた場合に、それにのつとて指導してまいりたい、こう考えておるわけでございます。現在のところ特定の方向を押つけるというところは全然考えていないわけでございます。

○太田委員 したがって、これは局長、労働条件に対する不安といふものは解消してしかるべきであるといふことでしょうか。

○奥野政府委員 基本的にはそうだとおもいます。私どものほうから特に押しつける意思はございません。企業自体におきまして、公務員の給与水準と比べて著しく高いとかという場合に、いろいろと相互に話し合いの問題が起つてくるだろう、こう考えておるわけでございます。

○太田委員 もちろん労働条件の問題になれば、これは地方の労働組合との間の団体交渉にまつことでありますから、中央であつた、こうだときめるのは、若干越権のそしりがありますか

ら、御指導といえどもあまりそこに行き過ぎ、男み足のないように十分気をつけていただきたいと思います。

もちろん基本的に労働条件によって一切解決しようと考えておられないならば心配ないと思ふますが、港灣関係の従業員というものは、港灣の埋め立て地を売っておるうちに黒字でいと言っている。これが埋め立てを売ることがなくなつて、あとは保守管理という問題だけが残ったときには、非常に収支のバランスが破れて、やはり同じように、最後は首切りがくるのではないだろうかといふ労働条件の不安を持つております。先ほどから大蔵省と門司先生との話を聞いておりますと、どうも独立採算という点に一切の力点が置かれておるのではないだろうかといふ節も政府の態度にうかがわれるわけですが、自治省の奥野さんは、そんなことはないので、独立採算といふのは精神であつて、公営企業はあくまで公共精神、公共の福祉、住民の福祉といふものを中心として運営されるものであるから、赤字が出るという点にもこだわらないのだ、まともにやつて赤字が出るなら、こだわらないといふことについては意見が一致しておると思ふますね。そうでしょう、その点はいいでしょう。

○奥野政府委員 再々申し上げますように、経営の成績を明確にしていくといふことでございます。

○太田委員 そこで公共性の問題ですが、今度の改正によつて、公営企業の公共性というものは、いままで評価されたよりも分野は小さくなるのですか、大きくなるのですか、そのままですか。

○奥野政府委員 全然従来の考え方と変わりはないと云うことになりません。

○太田委員 変わりないというところにあります。そうすると、たとえ病院などで看護婦さんが非常に足りない。だから完全看護といつても実は不完全看護である。病院になかなか人が来てくれないのは待遇が悪いからだといふことで、病院の看護婦不足を訴えておることはすでに久しいのでありますけれども、この状態が解消されないのはどういふわけだろう、こう世間では言うておるわけですか。それは公営企業であるから、少なくとも親方日の丸という思想ではないけれども、赤字が出ておる苦に耐えてもよからうという気持ちが民間人にはあるけれども、ところがなかなか定員だけの看護婦が充足されておらない。これは今度のこの独立採算制という条項は適用されませんけれども、病院に企業会計方式を取り入れられた後において、病院のそういう人的不足といふものは解消していくか、それともそんな効果はこの改正にはないでしょうか。

○奥野政府委員 病院が看護婦養成部門もあわせ経営しているという例が非常に多いわけでありまして。私たちがしましては、看護婦の養成事業は、これは一般会計の負担に属する仕事だと考えておるわけでございます。したがって、公営企業法の考えておりますような姿において経理されてまいりますと、看護婦養成関係の部門については、病院会計の利益でまかなうのではなしに、一般会計の負担に属せしめるべきものだという考え方が出てまいります。その部門は一般会計の負担だ、その

他の部分については特に一般会計の負担に属するもの以外は独立採算的に維持、経営していかねばならないと、はっきりして行くわけでございます。したがって、私たちがいたしましては、看護婦養成の面につきましても筋道の立った運営ができるのではないだろうか、こう考えておるわけでございます。

○太田委員 それからこれは枝葉末節のことで恐縮であります。いままでの十七条は、経理は云々とか、「特別会計を設けて行い、その経費は、当該事業の経営に伴う収入をもつて充てなければならぬ」と、特別会計といふ見出しで現行の条文はあるわけでありまして、今度の改正案になりますと、特別会計といふ十七条は一条だけつきりさせて、これは「特別会計を設けて行なうものとする」、これを本分とする。そしていままで十七条にありました収入をもつて経費に当てなければならぬというものは独立採算という表題を用いて、十七条の二としたわけですね。在来の十七条を十七条と十七条の二に分けたのは、そのニュアンスが非常に強められたのであるのか、それとも十七条の二のところにさらに二項を設けることが必要になりましたので、これを別にしたのであるか。いわゆる独立採算会計といふものは非常に強くなったのかどうかという点ですね。立法の意図といふものをちょっと伺いたいわけですね。

○奥野政府委員 独立採算の規定につきましては十七条の二とその他の条文とを分離いたしましたのは、規定を整備しただけのことでございます。精神に別段の違いがあるわけございません。

で、内容を明確にするという意味で分けたのでございます。

○太田委員 それではもう一つ、この法案のことでやはり誤解が世間にあるんですが、第二条でございます。新たにここに入れられました三項でありまして、ここでは十七条の二は除いて適用することになっておるわけですが、十七条の二の二項に補助金の問題があります。この補助金といふのはこれも適用されないとなると、やはり赤字が出た場合に補助金といふのがやれないような気がしますが、これはよろしいのですか。

○奥野政府委員 第二条の第三項の場合に十七条の二項の規定をはずして、これは、独立採算を要しないといふ意味でははずしてあるわけでございます。十七条の二の二項で補助を受ける場合のことを書いておるわけでございますが、独立採算を原則にすべき特別会計でございますので、補助を受ける場合には「災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合」でなければならぬと限定をしておるわけでございます。独立採算を要するわけがないような会計でございますれば、災害の復旧のような特別の事情がございませんでも、当然一般会計から援助を受けてよろしいと考えるのでございませう。先ほどちょっと申し上げましたように、看護婦の養成事業を病院があらせてやっています。その場合には補助金の形で病院会計に一般会計から金を繰り入れてよろしい、こう考えるわけでございます。十七条の二の二項は補助の規定ではあります。独立採算を要するべき特別会計なんだから、補助の場合も「災害の復旧その他特別の理由

により必要がある場合」でなければならぬと云うことになっておるわけですね。その規定ははずしてあるわけでございます。したがって、準公営企業の場合には災害の復旧といふような事情がなくても、もちろん補助金を受けてもよろしいのだ、こういうことでございます。

○太田委員 公営企業課長さんにお尋ねしますが、かりにそういうふうにして十七条の二の二項をはずして適用しないことにして、準公営企業がいわゆる企業会計を用いるという、これはまあそれでよいのかもしません。しかし他に補助金を出せることができるという条文は見当たりません。だから無条件に一般会計が出せる出せるといつても、在来補助金といふことばはなかつたんです。繰り入れ金か出資金であったのが、今度長期貸し付け金、補助金ができただけでも、その補助金は準公営企業に対してはどこで出すのでしょ。いま奥野局長のおっしゃった災害の場合とか特別の理由のある場合といふような条件をはずして、もう少し幅広く出すことを認めるというところをおっしゃるけれども、どこに基づいてそれが証明されるのでしょ。

○吉瀬説明員 ただいまの御質問でございますが、局長からも御説明申し上げましたように、補助をする関係の規定につきましては、独立採算を要求されるような事業については「災害の復旧その他特別の理由により」と、一つの条件をつけておるわけでありまして、こういふような条件をあわせまして、その補助金を出す場合に、独立採算を要求される企業についてこういう規定

を設けたわけでありまして、それ以外の企業については、この災害の復旧その他特別の理由によらなくても、その事業の性質によりまして補助をするのでございませう、そういう解釈に立つわけでございます。

○太田委員 それは在来慣行として補助されているんですか、従来慣行として補助されているから、不文律をもって律せられておるから、別にここに特に補助ができるというところを書かなくてもいいという意味なんですか。

○奥野政府委員 便宜からお答えさせていただきます。地方公営企業法は、元来純粋な公営企業を対象として規定したものでございます。準公営企業について規定したもののじゃございませう。準公営企業につきまして、地方公営企業法の規定のどの部分を準用するかということ、今度の改正規定が出てきてまいっておるわけでございます。純粋な公営企業の財務の規定を準用するんだ、その場合に独立採算の規定は準用しないということでございます。すので、自然準用部分以外、一般の財務に関する規定が適用になっていくわけでございます。一般的な財務に関する規定として、特別会計への補助を排除いたしておりませぬので、当然反対解釈としてもおのれの規定が適用になり、自然補助を受けることがございませう、こういふように解釈できるわけでございます。

○太田委員 そうすると局長、いままで病院、港灣ないしは市場、屠畜場といふところに対して、相当補助金を出しておるんですね。

○奥野政府委員 そのとおりであります。

○門司委員 運輸関係について一つだけ聞いておきたいのですが、いわゆる公営企業の中で運輸関係の問題で許可、認可のことですけれども、各都市の中に、同じバスの路線を三つぐらいの会社が競合している系統があるんですね。そういう場合に、一番損をするのは公営企業なんですね。片一方は何年か先を見越して、路線の権利だけとっておけばいいというので、率直に言えは取り消されては困るからというので、朝晩のラッシュアワーのときだけ運転してあとは緩慢にやる。公営企業の方はそれはできない、やはり一定の時間はできるだけ住民の意思に沿うように運転をしなければならぬというように、非常に無理があるのです。が、こういう許可のしかたはどうなんですか。ああいうふうに同じ路線を三つも四つも走らなければならぬという許可をしなければならぬという何か理由があるのですか。もう少し整理しなければならぬと思うのだが、その点はどうなんですか。

○佐藤(光)政府委員 いまの御質問の前に、先ほどの資金のコストの低下の問題でございますが、運輸省としてもできるだけ先生のおっしゃったような、特に地下鉄の資金の問題がございましたので、これについては三十七年度から一部の建設資金の財政補助というような措置を講じられたわけでございますが、今後ともそういう点については努力してまいりたいと思います。なお、いまお話しした点は、主としてバス関係でございますので、自動車局の業務部長からお答えいたします。

○坪井説明員 バスの競合路線の問題でございますが、これは民営と公営の

場合も、あるいは民営同士の場合も、競合関係というのはいまお話しして、健全な競争をはかるという意味合いでやっておる場合もあります。それから相互に話し合いをしましてやり合うというような事例もございます。これを統合しろという考え方にしましては、われわれの方ももう少し様子を見ました上で、不当な競争のおそれのある場合には考慮したいと思っております。

○門司委員 これはあけ足をとるんじゃないありませんけれども、あとでよろしくございますから、資本構成その他をはつきりひとつ知らせていただきたいと思つています。いまだにああいう化けものみたいな——ということば使用は悪いのですけれども、公団や何かの名前の中で、帝都高速度交通営団、あれ一つが残っている。あれはどういうことになっているのか、ひとつ資本構成や何かを、あとで書類でよろしくございしますが、見せていただきたいと思つています。あれは純然たる公営企業なのか、私企業なのか、それとも両方一緒にやっているのか、一向われわれにはわからないのですが、戦時中公団とか公社とか、いろいろ変なものがあつたのが整理されていって、あれだけが残っているようなかっこうになっている。そういうことがわかりませんから、あとでひとつ資本構成だの、それからあの運営のたてまえ等を、書類で、ごく簡単によろしいから、私の部屋でもよろしくございしますし、どうかひとつ連絡をして届けていただきたいと思います。このことをお願いしておきます。

○永田委員長 次会は公報をもってお

知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十一分散会